助成

kamicaに付与した1万円には有効期限があります

4月20日から運用開始しているkamicaカードに、市が付与した1万円分の電子マネーの有効期限は8月31日です。お早目にご利用ください。また、秋頃に1万円分の電子マネーを付与する予定です。

【問い合わせ先】
商工観光課 ☎53・1084

低所得の子育て世帯に対する特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、生活支援の観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

【支給対象者】
次の両方に当てはまる方
※ひとり親世帯分の給付金を受け取っている方を除く

◆令和3年度住民税（均等割）が非課税の方、または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入になった方。

◆令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（特別児童扶養手当対象児童は20歳未満）を養育する父母等（令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります）。

【支給額】
児童1人当たり5万円

【申請期間】
令和4年2月28日まで

【給付金の支給手続き】
①令和3年4月分の児童手当または、特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

支給済みのため、給付金の申請は不要です。

②①以外の方（例＝高校生のみ養育している方、収入が急変した方）

給付金の申請が必要です。申請書は福祉事務所、香北支所、物部支所窓口での受け取り、または市ホームページからダウンロードできます。収入が急変した方は、収入状況を証明する書類および申立書の作成が必要となります。

【問い合わせ先】
福祉事務所
☎53・3117

検診や健診でkamicaにポイントが付与されます！！

◆集団がん検診・個別検診(医療機関検診)

令和3年度に市が実施する集団がん検診及び個別検診（医療機関検診）を受診した方に、100ポイント（1検診につき）を付与します。

【対象の検診】
胃がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診

【ポイント付与】
集団がん検診受診者には、受診月の翌月の月末
個別検診受診者には、結果通知後の翌月の月末
※4月・5月に受診された方には、7月30日にポイント付与

【問い合わせ先】
健康介護支援課健康づくり班 ☎52−9282

◆乳幼児健診

令和3年度に乳幼児健診（集団健診）を受診した乳幼児に、健診1回につき100ポイントを付与します。

【対象の検診】市の実施する乳幼児健診（4カ月児健診・10カ月児健診・1歳6カ月児健診・3歳児健診）

【ポイント付与】受診月の翌月の月末
※4月・5月に受診された方には、7月30日にポイント付与
※受診した乳幼児の『kamica』にポイント付与します。

【問い合わせ先】
健康介護支援課親子すこやか班 ☎52−9281

◆特定健診

40歳から44歳(令和4年3月末時点)の国保被保険者で、令和4年1月末までに特定健診を受診した方に、300ポイントを付与します。

【ポイント付与】受診から約3カ月後

【問い合わせ先】
市民保険課保険班 ☎53−3115

被災した宅地や建築物の

危険を知らせるサイン

巨大地震などにより、宅地や建築物が被災した場合に、被害状況を把握するとともに、住民へ情報を提供し、2次災害の軽減・防止を図ろうとする制度があります。

【問い合わせ先】建設課　☎53−3119

被災宅地の危険度判定

被災宅地危険度判定は、巨大地震や大雨などにより、宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、宅地の被害状況や危険性について判定し、表示するものです。

判定結果は、次の3種類のステッカーで現地の見やすい場所に掲示されます。

危険（赤色）　要注意（黄色）　調査済（青色）

被災建築物の危険度判定

被災建築物応急危険度判定は、地震で被災した建物について、余震で倒壊するなどの危険性について判定し、表示するものです。

判定結果は、次の3種類のステッカーで建物の出入口等に掲示されます。

危険（赤色）　要注意（黄色）　調査済（緑色）

なお、地震発生後の建物の判定には、この他に次のようなものもあります。これらは判定の目的や基準がそれぞれ異なります。

◆**被災度区分判定**…建物の復旧対策を検討する目的で、応急危険度判定後に建物の被災度を詳細に判定するもの

◆**住家被害認定**…り災証明書を発行する目的で、被害程度を認定するもの

児童扶養手当現況届

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している方等で、所得が一定額以下の世帯の方に対して支給される手当です。

手当の認定請求を行い認定されている方は、受給状況に係わらず、毎年8月中に現況届を提出してください。

また、手当の受給から5年を経過する等の要件に該当している方は、6月末に送付しています一部支給停止適用除外事由届出書を現況届とともに、8月中に提出してください。

※香北・物部支所でも受付できます。

【問い合わせ先】
福祉事務所 ☎53・3117

その他

荒天時のごみ出しにご注意ください

台風の接近等で荒天の場合、収集が通常通りできない場合がありますので、ご了承ください。また、突風や水路の増水でごみ出しに、身の危険を感じるような場合は、次回収集日に出すようお願いします。

収集ができない場合やごみが飛散する可能性がありますので、収集日前日のごみ出しは絶対にしないでください。

【問い合わせ先】
環境上下水道課環境班
☎53・1063

第7回香美市ラージボール卓球交流大会中止

新型コロナウィルス感染拡大防止のため、『第7回香美市ラージボール卓球交流大会』は中止いたします。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】
生涯学習振興課
☎53・1082

無料調停手続相談会

民事問題や家事問題などいろいろな問題を、手軽に、早く、安く解決調停制度を活用する方法について相談に応じます。

予約は不要ですので、当日、直接無料相談会場へ、マスクを着用してお越しください。※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、中止になる場合があります。

【日時】
◆9月3日(金)
9時30分～10時30分
※受付は15時まで
◆9月24日(金)13時～16時
※受付は15時30分まで

【場所】高知県民文化ホール1階第11多目的室

【相談担当者】
民事・家事調停委員（弁護士調停委員を含む）

【問い合わせ先】
高知調停協会連合会事務局
（高知家庭裁判所内）
☎088・872・7884